

奈良県告示第百十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県桜井土木事務所長から報告があつた。

平成二十一年六月三十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（平成二十一年五月二十九日現在の地番による。）
桜井市大字三輪六二七番地ノ一の一部
- 二 申請者氏名 株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義
- 三 申請者住所 桜井市大字三輪七二番地ノ三
- 四 道路の幅員 四・〇〇メートルから六・〇〇メートルまで
- 五 道路の延長 三四・五一メートル
- 六 指定年月日 平成二十一年六月九日
- 七 指定番号 桜土第二一〇一号